

# 川崎市 猫の不妊去勢手術等 補助金 領収書について

申請に必要な領収書の書き方をまとめたものです。指定獣医師の先生方は、以下の「必須項目」と「記載例」に沿って作成をお願いいたします。

## 1. 領収書に必要な記載事項

必須項目	記載のポイント
宛名	申請者本人のフルネーム。(申請書及び手術等実施証明書の申請者氏名と同一であること。)
領収書発行日	発行日を記載。(手術/処置実施日と異なっても可。)
手術/処置実施日	手術/処置を行った日。(診療日も可。ただし、手術等実施証明書の手術日と診療日が異なる場合は、診療日とは別に、手術実施日を記載すること。)
内訳と金額	<p>●手術を実施した場合</p> <p>以下の内容が、1頭ごとに記載されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・対象動物が猫であること</li><li>・不妊(メス) / 去勢(オス) の別</li><li>・補助金対象となる処置の具体的な内容と金額(※1参照)</li></ul> <p>【注】抗生剤、駆虫薬、検査等が補助対象となるのは、「手術/処置を実施するために獣医師が必要と判断した場合」です。領収書にその旨、記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・補助対象外の処置を実施している場合は、その具体的な内容と金額</li></ul> <p>●手術不要/不能の場合 ※2</p> <p>以下の内容が、1頭ごとに記載されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・対象動物が猫であること</li><li>・オス/メスの別</li><li>・実施した処置の具体的な内容と金額(※1参照)</li></ul> <p>【注】抗生剤、駆虫薬、検査等が補助対象となるのは、「手術/処置を実施するために獣医師が必要と判断した場合」です。領収書にその旨、記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・補助対象外の処置を実施している場合は、その具体的な内容と金額</li></ul> <p>*手術不要/不能となった理由は、手術実施証明書に記載してください(領収書には不要)。</p>
動物病院名・所在地	正式名称と所在地を記載。

### ※1 補助対象となる手術・処置

【対象】不妊去勢手術、麻酔、手術不要猫の判定のための処置(麻酔・開腹確認等)、耳先カット、手術/処置を実施するために獣医師が必要と判断した処置(術後抗生剤、血液検査、レントゲン検査、駆虫薬等)等。

【対象外】予防接種、けが・病気の治療費、検便、ウイルス検査など。

## ※2 手術不要／不能の場合について

「所有者の判明しない猫」及び「活動対象猫」を不妊去勢手術の実施を目的に捕獲したところ、既に不妊去勢手術が実施済みであった場合や、形成不全等により不妊去勢手術が不可能であることが判明し、指定獣医師が「生殖不能である」と判断した場合には、開腹手術に係る麻酔等の処置費用及び耳先カット費用も補助の対象となります。

## 2. 記載する上での注意事項等

- ・補助対象は消費税相当額を含む実支払額（税込額）です。

### 補助対象項目と対象外項目の混在する領収書について

- ・補助金対象外の項目の具体的な内容と金額も列記してください。

### 訂正及び再発行について

- ・領収書の宛名に誤りがある場合（申請者と異なる場合も含む）や記載内容に不足等があった場合は、動物病院での領収書の再発行が必要となります。
- ・領収書に誤りがあったが再発行が難しい場合については、二重線訂正＋指定獣医師印押印による訂正をお願いいたします。（指定獣医師が手書き等により必要事項を補記することは可能です。）
- ・領収書の記載内容に不足があったが再発行が難しい場合については、指定獣医師による追記が必要となります。
- ・領収書については、名称が「領収書」以外（診療明細等）であっても、必要な内容が記載されている書面であれば支障ありません。必要な内容とは、「領収書の宛名は申請者であること、病院名、病院所在地、発行日、手術等実施日、手術又は処置の内容及び金額の内訳が確認できること」に加えて、「動物病院への入金を確認できる記載（領収、入金、支払い等）」です。